

四大奉仕に基づく諸活動に関するロータリーの方針

決議 23-34 が存亡の危機にあります。

しかし、この決議を改正または廃止しようという動きは昨今起こったものではなく、1984 年に一旦手続要覧から抹消されたものの日本からの働きかけによって復活したという経緯があります。

なぜこの決議を廃止したいのかという幾つかの理由が考えられます。

まず考えられるのは、第 1 条に「この哲学は奉仕—Service above self—の哲学であり、He profits most who serves best という実践倫理の原理に基づくものである」と定めていることです。RI を始め欧米系ロータリアンの思考の中にはロータリー運動の中核は職業奉仕であるという考えはなく、NPO 乃至はボランティア組織であると認識している人が大部分を占めています。従ってモットーは Service above self だけで十分であり He profits most who serves best は不必要な存在です。

さらに He profits most who serves best に関しては、アメリカの一部のリベラリストから He が性限定用語であるという理由で削除しようという動きがでています。そこで極論として、これらのモットーを定義している唯一のドキュメントが決議 23-34 であることから、いっそのことこの決議全体を廃止しようという流れが強まっているということです。

RI にはノーベル平和賞を受賞しようという大きな夢があります。どうやらロータリー財団創立 100 周年の 2017 年を目指しているらしいと穿った見方をする人もいます。そのためには、現在やっているような

クラブや地区レベルの小さなプロジェクトでは目立たないので、RI 主導型の大型プロジェクトを手がける必要があります。その際最も大きなネックになるのが決議 23-34 の第 5 条クラブ自治権に関する条文です。

クラブは奉仕活動を自由に選ぶ権利があり、RI は特定の奉仕活動を命令したり禁止することはできません。従ってポリオ・プラスにせよ、RI 会長のテーマにせよ、RI 会長賞にせよ、単なる推奨であってクラブがこれを拒否することは自由なのです。RI の命令一下、一大プロジェクトを実践するためには決議 23-34 は大きな障害になるのです。

決議 23-34 がどのような背景の下で生まれたのかを思い起こす必要があります。RI は 1923 年の国際大会に「決議 23-8 障害児並びにその救助活動に従事する国際的組織を支援する件」という決議案を提案することを決めました。これは積極的に身体障害児対策を推奨するために、ロータリーが国際身体障害児協会の活動を代行し、その費用として、RI が年間 1 ドルの特別人頭分担金を徴収することを定める内容であり、もしも、これが採択されれば、奉仕活動実践に関するクラブ自治権の侵害という問題で、收拾がつかない状態になることは必至でした。これに反対したシカゴ・クラブは、RI が奉仕活動の実践をクラブに指示することを禁止する決議 23-29 を提案するという反対活動を展開しました。

その混乱を避けるために、決議 23-8 と決議 23-29 の双方を撤回する代わりに決議 23-34 を提案することによって、この論争に終止符が打たれることになったのです。ロータリーは上意下達の団体であってはなりません。クラブの自治権はどんなことがあっても堅持しなければなりません。

決議 23-34 の最初のタイトルは「綱領に基づく諸活動に対するロータリーの方針を再確認し、国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則を定める件」でした。このタイトルからも、この決議 23-34 はロータリーにおける綱領に基づくすべての活動、すなわち四大奉仕すべてを規制するドキュメントであることが判ります。

現在の手続要覧では、決議 23-34 が社会奉仕の項目に入っており、その表題も「社会奉仕に関する 1923 年の声明」となっているため、社会奉仕の指針であると間違って解釈している人が多いのですが、ロータリーにおいて四大奉仕の考え方が導入されたのは 1927 年からであり、その際に文中で使われている **Community** という言葉が、**Community Service** 社会奉仕という言葉と関連付けられて、現在付けられているタイトル「社会奉仕に関するロータリーの方針」と変更されに過ぎません。本来は、社会奉仕のみではなく、全ての奉仕活動の指針であることを忘れてはなりません。

ただし現在のロータリーの綱領は必ずしも四大奉仕に対応したものでなく、新しく定款上で四大奉仕が定義されたことを勘案すれば、その表題を「四大奉仕に基づく諸活動に関するロータリーの方針」とした方が全てのロータリアンに理解されやすいと思います。

決議 23-34 をどんなことがあっても消し去ってはならないという熱い思いはよく判ります。しかし日本を中心とする極く僅かなロータリアンしかその存在を認識していないことも現実です。その流れの中で廃止または無視されるのならば、決議 23-34 の精神を生かしながら、世界のロータリアンから快く受け入れられるような新しいドキュメントを日本から発信することも一考に価すると思います。

新しいドキュメントを作るに当たって次の点に留意しました。

タイトル・・・単なる社会奉仕に留まらず、ロータリーの活動の哲学のおよび実的な規準として新しく定款に採択された四大奉仕に基づくすべての活動を包含する方針とする。

第 1 条　ロータリーの奉仕哲学の定義・・・職業奉仕理念と人道的奉仕理念の具体的な定義

第 2 条　ロータリークラブの定義・・・現行と変わらず

第 3 条　国際ロータリーの定義・・・国際ロータリー定款に合致するように一部変更

第 4 条　　実践哲学の定義・・・前文は現行と変わらず。後半のロータリークラブの団体的奉仕活動の具体的な条件は現状にそぐわない点が多いため削除

第 5 条　クラブ自治権の定義・・・ほぼ現行と変わらず

第 6 条　人道的奉仕活動の条件・・・現状にそぐわない点が多いため、全面的に改定

以上の点を勘案して、決議 23-34 の基本精神を生かしつつ、奉仕活動の実践に関する新しいドキュメントを作ってみましたので、皆様方のご批判を仰ぎたいと思います。

四大奉仕に基づく諸活動に関するロータリーの方針

以下に掲げる諸原則は、ロータリークラブ及びロータリアンの指針として、また、ロータリークラブの活動の哲学のおよび実的な規準である四大奉仕に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表

わすものとして、これを採用するものである。

1 ロータリーの奉仕理念は人生哲学であり、利己的な欲求と利他の心との間に存在する矛盾を和らげようとするものである。ロータリーには二つの奉仕理念があり、その一つは「超我の奉仕」という人道的奉仕活動の理念であり、もう一つは「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という職業奉仕の理念である。

2 本来ロータリークラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受入れ、次のことを実行することを目指している人々の集りである。

(1) ロータリーの奉仕理念が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。

(2) 自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。

(3) 各人が個人としてこの理念をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。

(4) 個人として、また団体としても大いにこの理念を説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々すべてが、理論的にも実践的にも、これを受入れるように励ますこと。

3 国際ロータリーは次の目的のために存在する団体である。

(1) ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求している RI 加盟クラブや RI 地区を支援すること。

(2) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。

(3) RI の活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

4 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことを言うのではなく、また、ロータリーの哲学も単

に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならぬ。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕理念を実践に移さなければならない。

5 各ロータリークラブはクラブとして関心があり、またその地域社会の要請に従った人道的奉仕活動を自主的に選ぶ権利を持っている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの目的を無視するような人道的奉仕活動を行ってはならない。そして国際ロータリーは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し推進し、これに関する有益な示唆を与えることはできるが、いかなるクラブのいかなる奉仕活動についても、それを命じたり禁じたりすることはできない。

6 個々のロータリークラブが人道的奉仕活動を実践するに当たって、次の指針に従うことが推奨される。

(1) 地域社会の人々の要請に適った奉仕活動を選択しなければならない。

(2) 地域社会の人々の自助を支える事業を選択しなければならない。

(3) 地域社会の人々と一緒になって事業に関与しなければならない。

(4) ロータリークラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである

(5) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じて新たに機関を設けることができる。

(6) ロータリークラブが事業を始めたり指導したりするに当たって、その事業に関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るよう努力すべきである。

2009年1月12日